○防衛省告示第二十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年二月七日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十三年二月二十一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(ヨ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(ヨ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月七日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	さくら市馬場字新知七六九番二から同市馬場字新知七八八番八まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月七日

近畿地方整備局長　上総　周平

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都市下京区醒ケ井通五条下る泉水町一二八番二から同市下京区西中筋通六条下る住吉町五九番まで	前	三七・五〇～五二・五〇メートル	〇・二八五キロメートル
	後	三七・五〇～六〇・五〇	〇・二八五

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	図面縦覧場所
京都市下京区醒ケ井通五条下る泉水町一二八番二から同市下京区西中筋通六条下る住吉町五九番まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月七日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	京都市下京区醒ケ井通五条下る泉水町一二八番二から同市下京区西中筋通六条下る住吉町五九番まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○四国地方整備局告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき愛媛県知事の認定をしたので、法第二十六条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年二月七日

四国地方整備局長　足立　敏之

第1　起業者の名称　愛媛県

第2　事業の種類　県道壬生川丹原線自転車歩行者道設置工事（愛媛県西条市北条地内から同市周布地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　愛媛県西条市北条、三津屋南、三津屋及び周布地内

2　使用の部分　愛媛県西条市北条、三津屋南、三津屋及び周布地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県西条市三津屋東地内から同市周布地内の延長1,121mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道壬生川丹原線自転車歩行者道設置工事及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「県道壬生川丹原線自転車歩行者道設置工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道壬生川丹原線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき愛媛県知事が県道に認定した路線であり、愛媛県は、同法第15条の規定により本路線の管理者であることなどから、起業者である愛媛県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、愛媛県西条市三津屋東地内の一般国道196号との接続点を起点とし、同市丹原町湯谷口地内の一般国道11号との接続点を終点とする総延長11.2kmの路線であり、同市の産業及び生活を支える幹線道路である。

本路線沿線には、西条市東予総合支所をはじめ丹原総合支所、小・中学校の公共施設が存するほか、近年大型商業施設が複数進出しており、また、四国縦貫自動車道へ接続する今治小松自動車道の東予丹原インターチェンジに接続し、同道路へのアクセス道路としての機能を有するなど、本路線の重要度は高まっている。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、四国旅客鉄道株式会社予讃線壬生川駅の南部に位置し、旧東予市の中心部を通過することから沿線には公共施設、店舗、事務所及び病院等が連たんしており、通勤、通学等による自動車、歩行者及び自転車の交通量が多い。

平成17年度道路交通センサスによると、本路線における自動車交通量は西条市丹原町願連寺地点で11,971台／日、歩行者62人／日、自転車124台／日となっている。また、平成21年度に起業者が任意に行った調査によると、現道における歩行者及び自転車の交通量は、西条市北条地内の起業地地点で歩行者が68人／12時間、自転車が324台／12時間となっている。